

令和4年第1回臨時会議事日程（第1号）

令和4年1月5日（水）

午後1時30分開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度吉富町一般会計補正予算（第9号））

日程第4 議案第2号 令和3年度吉富町一般会計補正予算（第10号）について

日程第5 議案第3号 工事請負契約の締結について（令和3年度吉富町営幸子団地住戸改善・外壁等改修工事（2期工事））

会期日程表（案）

目次	月日	曜	区分	開議時刻	摘要
第1日	1月5日	水	本会議	午後1時30分	開会 会期の決定 提案理由の説明 質疑、討論、採決 閉会

令和4年第1回吉富町議会臨時会会議録（第1号）

招 集 年 月 日	令和4年1月5日		
招 集 の 場 所	吉富町役場二階議場		
開 会	1月5日 13時30分		
応 招 議 員	1 番 角畑 正数	6 番 太田 文則	
	2 番 向野 倍吉	7 番 梅津 義信	
	3 番 中家 章智	8 番 岸本加代子	
	4 番 矢岡 匡	9 番 横川 清一	
	5 番 山本 定生	10番 是石 利彦	
不 応 招 議 員	なし		
出 席 議 員	応招議員に同じ		
欠 席 議 員	不応招議員に同じ		
地方自治法第121 条の規定により説明 のため会議に出席し た者の職氏名	町 長 花畑 明 統括課 守口 英伸 総務財政課長 奥本 仁志 福祉保険課長 岩井 保子	子育て健康課長 石丸 貴之 建設課長 和才 薫 地域振興課長 軍神 宏充	
本会議に職務のため 出席した者の職氏名	局 長 鍛冶 幸平 書 記 小谷瀬鉄平		
町長提出議案の題目	別紙日程表のとおり		
議員提出議案の題目	別紙日程表のとおり		

午後 1 時30分開議

○議長（是石 利彦君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

ただいまから令和4年第1回吉富町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（是石 利彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、角畑議員、向野議員の2名を指名いたします。

日程第2. 会期の決定について

○議長（是石 利彦君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、お手元に配付の会期日程表（案）のとおり本日1月5日の1日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1月5日の1日間に決定いたしました。

これから議事に入ります。

日程第3. 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度吉富町一般会計補正予算（第9号））

日程第4. 議案第2号 令和3年度吉富町一般会計補正予算（第10号）について

日程第5. 議案第3号 工事請負契約の締結について（令和3年度吉富町営幸子団地住戸改善・外壁等改修工事（2期工事））

○議長（是石 利彦君） 日程第3、議案第1号から、日程第5、議案第3号までの3議案を一括議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。町長。説明。

○町長（花畑 明君） 提案理由の説明をさせていただきます。

本日、令和4年第1回臨時町議会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ともに、初春、松の内の何かと御多用の中、御出席いただき、誠にありがとうございます。

このたびの臨時議会では、承認案件1件、予算案件1件、契約案件1件の計3案件について御審議願いたく御提案するものでございます。

議案第1号は専決処分の承認を求めることについてでございます。

当初は令和3年中に5万円の給付を予定しておりました子育て世帯臨時特別給付金について、国の方針変更を踏まえ、10万円を給付することとしたため、一般会計に補正予算の必要が生じましたが、議会を招集する時間的いとまがなく、令和3年12月15日付で専決処分をしたので、法の定めるところにより、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

議案第2号は令和3年度吉富町一般会計補正予算（第10号）についてであります。

既定の歳入歳出予算にそれぞれ1億841万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を39億8,481万6,000円とするものでございます。今回の補正予算では住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する事業費を中心に計上しております。

歳入では、10款1項地方交付税で54万円、14款2項国庫補助金で1億787万2,000円の増額、歳出では、3款1項社会福祉費で1億787万2,000円、6款1項農業費で54万円の増額であります。

議案第3号は工事請負契約の締結についてであります。

令和3年度吉富町営幸子団地住戸改善・外壁等改修工事について、令和3年12月20日に入札を実施した結果、株式会社瀬口組が落札し、契約相手予定者に決定いたしましたので、この工事請負契約を締結するに当たり、条例の定めるところにより議会の議決を求めるものでございます。

以上、提出議案については、いずれも、行政運営上、重要なものであります。何とぞ慎重に御審議の上、御承認、御議決くださいますようお願い申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（是石 利彦君） 提案理由の説明が終わりました。

日程第3、議案第1号専決処分の承認を求めることについて（令和3年度吉富町一般会計補正予算（第9号））を議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） それでは、御説明いたします。

議案書1ページをお願いいたします。

議案第1号専決処分の承認を求めることについてでございます。

子育て世帯臨時特別給付金につきまして、当初は、国の方針に基づき、令和3年中に5万円の現金給付を予定して12月議会において補正予算案を上程し、御議決いただきました。

しかしながら、国会での審議途中における国の方針変更により10万円の現金一括給付も可能とされたことを受け、本町においても年内に10万円の現金給付を行わせていただくことといたしました。

そのため、残りの給付金5万円について緊急に予算措置をする必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから地方自治法第179条第1項の規定により令和3年度吉富町一般会計補正予算を令和3年12月15日付で専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

一般会計補正予算書（第9号）をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

令和3年度吉富町一般会計補正予算（第9号）、令和3年度吉富町の一般会計補正予算（第9号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,705万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億7,640万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） これから質疑に入ります。

質疑に当たっては、自己の意見は述べられないことになっております。

なお、質疑の回数は同一議員につき同一議題について3回を超えることができないようになっております。よろしくをお願いいたします。

また、質問者、答弁者の発言は、挙手し、「議長」との発声の後、私から発言の指名を受けてから行っていただきます。

以上のことを必ずお守りいただきますよう、よろしくをお願いいたします。

ページを追って質疑を行います。

補正予算書、1ページ、歳入、2ページ、歳出、3ページ、次に4ページ、事項別明細書、総括、歳入、5ページ、同じく総括、歳出、次に歳入、6ページ。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 着座のまんまでいいん。立つん。皆さん、改めましてあけましておめでとうございます。今年もよろしくお願ひします。

今回、追加で1,700万の追加になりましたけど、最終的に何名の方に支給されたのか。年内に支給されたということなので、何名に支給されたか。あと、もし支給されていない人がいたら、どういう理由があるのか、教えてください。

○議長（是石 利彦君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 貴之君） お答えいたします。

12月27日に、15歳未満、児童手当対象者に振込及び窓口給付を行っております。総額につきましては9,820万円となっております。

残りにつきましては、高校生のみ対象者がございますので、その方につきましては、1月11日に通知を送付いたして、今後、この方たちにつきましては申請主義になりますので、申請を頂く対象者が約340名程度おられます。それと今後、3月末までに生まれる新生児の方も対象となりますので、その方たちに、随時、今後給付していくというふうになっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 一部の人は申請しなければならないということですか。

○議長（是石 利彦君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 貴之君） 今回の給付につきましては、高校生のみ世帯につきましては申請主義となっております。

御兄弟が中学生以下におられる場合は今回の振込で合同でやっておりますが、高校生のみの方につきましては国の指示により申請主義というふうになっておりますので、随時、その方たちに通知を送付するようにしております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 申請の期間というのは決められているんですか。

○議長（是石 利彦君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 貴之君） 期間は3月末日までというふうになっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 歳入全般について御質疑はありますか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今のところなんですけど、3月末日近くになっても対象となる人から申請がない場合というのは把握できますか。把握された場合はどうされるのでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 貴之君） 今回につきましては、高校生のみ対象者は把握しておりますので、申請がない場合は町のほうから連絡して申請してもらおうようにしております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 次に歳出に入ります。歳出、7ページ。歳出全般について御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 歳入歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 以上、補正予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号は委員会付託を省略することに決しました。

次に討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。

これにて、質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号専決処分の承認を求めることについて（令和3年度吉富町一般会計補正予算（第9号））は、これを承認することに決しました。

日程第4、議案第2号令和3年度吉富町一般会計補正予算（第10号）についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。

補正予算書、1ページ、歳入、2ページ、歳出、3ページ、次に4ページ、繰越明許費補正、次に5ページ、事項別明細書、総括、歳入、6ページ、同じく総括、歳出。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 後半の歳出で聞こうかと思ったんですけど、先に聞いておきます。

今回、町民税非課税世帯898世帯に支給というこの分ですけど、さっきの子育て世帯臨時特別給付金とかぶるといふ形もあるのかなと思うんですけど、それは何件ぐらいあるのか、両方ももらえるのかどうか、教えてください。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（岩井 保子君） この給付金につきましては別個の給付金となりますので、かぶるかかどうかというところは確認できておりません。子育て世帯の臨時給付金を頂いた世帯も非課税世帯であれば給付金を支給できるようになっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 同じところなんですけど、生活保護家庭は住民税非課税なんですけど、入りますか。

○議長（是石 利彦君） 保険課長。

○福祉保険課長（岩井 保子君） 生活保護世帯も対象となっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） さっき全協のときに説明を受けて、ちょっと分からないので、確認なんですけど、転入者のことなんですけど、要するに令和3年の1月2日から12月末までに転入されてきた方の中で非課税世帯の方が対象ということによろしいですか。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（岩井 保子君） 岸本議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（是石 利彦君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 歳入全般について、御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 次に歳出に入ります。歳出、8ページ、9ページ。歳出全般について、御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 歳入歳出全般について、御質疑はありますか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） どこで聞いていいか分からんけえ、最後の歳入歳出全般で聞きます。家計急変世帯というのは、よくテレビとかで見る世帯のどちらか、一方とか、そんなのは関係なくなるのか、それとも合計所得になるのか、そこを詳しく教えてください。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（岩井 保子君） 今回の給付金につきましては世帯全員分を合算して判定いたします。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 10ページ、補正予算給与費明細書、11ページまで。以上、補正予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第2号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第2号は委員会付託を省略することに決しました。

次に討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。

これにて、質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第2号令和3年度吉富町一般会計補正予算（第10号）については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第5、議案第3号工事請負契約の締結について（令和3年度吉富町営幸子団地住戸改善・外壁等改修工事（2期工事））を議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） それでは、御説明いたします。

議案書4ページと併せて附属資料の2ページをお願いいたします。

議案第3号工事請負契約の締結について、次のとおり工事請負契約を締結することについて議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

工事名、令和3年度吉富町営幸子団地住戸改善・外壁等改修工事（2期工事）。

工事場所、吉富町大字幸子。

契約の方法、指名競争入札。

契約の金額、1億671万2,100円、うち取引に係る消費税及び地方消費税額970万

1,100円。

相手方、福岡県北九州市小倉南区葛原5丁目2番5号、株式会社瀬口組代表取締役、瀬口憲一。

去る令和3年12月20日に電子入札を実施しまして、株式会社瀬口組が落札し、契約相手予定者に決定いたしましたので、その工事請負契約を締結するに当たり、条例の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

入札結果につきましては、附属資料2ページにありますとおり3社から同価格の入札があったことから資料3ページに記載のとおり電子入札システムによる電子くじにより落札者を決定いたしました。

また、工事の内容につきましては資料の4ページから6ページに掲載しております。資料の赤く色づけをした部分が今回改修工事を行う箇所となります。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） これから質疑を行います。本案に対して質疑はありますか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 僕はまだ新しいシステムになって分からないんですけど、最低価格というのがちょっと前から設定されているんですけど、最低価格というのは入札によって変わるものなのか、それとも一律何%みたいな感じになっているのか、そこを教えてください。

○議長（是石 利彦君） 和才建設課長。

○建設課長（和才 薫君） 最低制限価格については私のほうから説明させていただきます。

今回は国の全国統一の最低制限価格の算定表に基づいて算定いたしておりまして、それぞれの経費、例えば直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費、それぞれに対しての率が国によって決められております。その率を算定した結果として今回は最低制限率0.91を掛けた金額が最低制限価格ということで、一律というわけではございません。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今回はと言われたんですけども、違う場合もあるということですか。

○議長（是石 利彦君） 建設課長。

○建設課長（和才 薫君） 基本的には国の国庫補助事業等を使う場合は全てこの最低制限の表を用いさせていただいております。ただ、町の単独事業につきましては町の基準に基づいた最低制限を設定する場合もございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今回、約半数の3社が辞退されているんですけども、辞退理由

は何でしょうか。

○議長（是石 利彦君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） お答えいたします。

辞退につきましては、特段、業者から理由を頂いておりませんので、はっきりした正確な理由というのは分かりません。

ただ、一般的には、工事においては技術者の配置が必要となりますので、その技術者の配置が難しいといったようなことが一般的な理由として挙げられるかと思えます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第3号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第3号は委員会付託を省略することに決しました。

次に討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。

これにて、質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第3号工事請負契約の締結について（令和3年度吉富町営幸子団地住戸改善・外壁等改修工事（2期工事））は、これを可決することに決しました。

○議長（是石 利彦君） 以上で、今期臨時会に付議された事件は全て議了いたしました。

ここで町長より議員の皆様にご挨拶がございます。町長。

○町長（花畑 明君） 一言、お礼の御挨拶を申し上げます。

本日は、寅年の新年早々に本年第1回の臨時議会を招集させていただきましたが、年始のお忙

しい中、御出席いただき、また慎重な御審議を賜り、議案に対しまして御承認、御議決を頂きまして誠にありがとうございます。

今回の臨時議会で御議決いただきました住民税非課税世帯への臨時特別給付金につきましては、コロナ禍で重苦しい生活をされている対象者の皆様に一日も一刻も早くお届けできますようしつかりと準備を進めてまいります。

また、幸子団地の改修につきましても、早期に工事に着手し、住みやすい団地とすることで、入居者の皆様に健やかに暮らしていただけるように、そして少しでも長くこの施設が福祉住宅としての役割を果たせるように大切に運用させていただきたいと思っております。

年末年始の慌ただしくも心穏やかに過ごしたいときの余韻が残る中ではありますが、町にとっては80周年という節目の年がスタートいたしました。住民の皆様の幸せが一番のまちづくりのため、心新たに職員一同と共に精いっぱい頑張っておりますので、引き続き、御指導、御鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

結びになりますが、本年も議員の皆様方にとってすばらしい御活躍の一年となりますことを御祈念申し上げ、簡単ではございますが、お礼の言葉とさせていただきます。本年度もどうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（是石 利彦君） これをもちまして、令和4年第1回吉富町議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後1時56分閉会
